

令和6年8月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和6年8月2日（金）9時30分～9時48分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長、保健所管理課長

4 議 題

（1）令和6年度石綿読影の精度に係る調査（大阪市）の概要について（協力依頼）

（2）G-MISによる医療機能情報報告に係るチラシの配布について

（3）その他

（1）令和6年度石綿読影の精度に係る調査（大阪市）の概要について（協力依頼）

【保健所公害健康被害補償担当課長より資料に基づき説明】

環境省においては、令和2年度より5年間の予定で、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備を行うことにより、石綿読影の精度向上に向けた知見を収集することを目的とした調査を行うこととしています。

本市としても、従前より、本調査に参画をしてきた経緯を踏まえ、今後とも、石綿による健康被害を早期に発見し、石綿関連所見の市民の健康管理を支援するために、環境省との委託契約に基づき、今年度も本調査に参画しています。

本調査は、結核健診の機会を活用して実施することとしており、24区のうち、サーバー設置区の北区、港区、天王寺区、淀川区、生野区、住吉区、平野区、西成区の8区のいずれかで受診（胸部エックス線撮影）することとなるため、当該区の保健福祉センターへ協力をお願いするものです。

（2）G-MISによる医療機能情報報告に係るチラシの配布について

【保健所保健医療対策課医療施設指導担当課長代理より資料に基づき説明】

医療機関の管理者は、医療法第6条の3に基づき医療機能情報を知事に報告し、知事は報告された情報を公開することが義務付けられている。今までは、医療機関は「大阪府医療機関情報システム」にて報告することになっていたが、令和6年1月から厚生労働省の「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」により報告することになった。また、令和6年4月から全国の医療機関が検索可能な「医療情報ネット（ナビイ）」が開設されたことにより、市民は全国の医療機関の医療機能情報を検索することが可能となった。

しかしながら「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」導入前と比較すると、大幅に報告率が低下しており、現在、医療機関が開設されていても未報告の場合は「医療情報ネット（ナビイ）」で検索しても表示されないため、医療機能情報（診療日、診療科目及び対応可能な疾患・治療内容等）を市民が活用できない状況にある。

医療機能情報報告の啓発として、各区において医療機関（診療所・助産所）から開設届・変更届等の提出があった場合、「G-MISによる医療機能情報報告に係るチラシ」を配布いただ

くよう依頼する。

【区】以前は、各医療機関が診療所を開設した旨をまず、区の保健福祉センターに届け出て、情報が保健所の保健医療対策課に行き、その情報が府に吸い上げられ、それを大阪府が府の保健医療情報システムで、ネットで見れる状態にしていたと思う。今回の説明を聞くと、各医療機関が区役所に届け出るのは別に、大阪府のG-MISに直接情報を登録しないことには、市民がその医療機関の診療時間等の情報を見ることができない状態になるのか。それとも、大阪府が今まで出していた府の医療機関情報システムは、今もあるものなのか、教えていただきたい。

【説明者】この4月までは、区の方でまず入力し、保健所の方で入力内容を確認し、毎月、一定時期になれば大阪府にデータを送り、大阪府は各保健所設置市も含めてその情報を一括でデータを整理し、市民が見れるような形にしていたが、この4月以降は、それが見れなくなった。G-MISで、医療機関が自分で入力するように、というシステムになってしまった。ナビを検索すると、全国の医療機関の情報が見れるというすごい制度のように聞こえるが、実際は、医療機関での入力が義務付けられているため、パソコンがすべての医療機関にあるかどうかという事も含め、入力率については、非常に低い状況である。その率を上げるため、大阪府がこのような啓発ちらしを用いて、各保健所設置市の方にも協力依頼があったものである。

【事務局】大阪府の医療機関情報システムはまだ生きてるのか。

【説明者】定期的に報告はしているが、それを大阪府がどういう形で中で運用しているかは、詳細を把握していない。ただ、検索ができなくなったと聞いている。

【事務局】大阪府の医療機関情報システムは、災害時には切り替わってEMISと連動するため、災害時に大阪府医療機関情報システムからEMISを見て、ここの病院は大丈夫、ここの病院は危ない、等を区役所で確認すると思う。大阪府の医療機関情報システムとG-MISの関係がどうなるのかが気になる。

【説明者】はっきり確認はしていないが、行政機関内部では、そのような情報共有が可能かと思う。確認の上、メールか、次回課長会でお知らせする。